

仲裁法等の改正に関する論点の補充的検討（7）

第1 仲裁関係事件手続における管轄等

1 仲裁関係事件手続の通則的な管轄の規律

仲裁法第5条において、同条第1項及び第2項の規律に加え、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

(1) 仲裁地が日本国内にある場合において、第1項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(2) 第1項に規定する事件について、同項第3号の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その申立てをすることができる。

ア 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

東京地方裁判所

イ 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

大阪地方裁判所

（説明）

1 本文の規律

本文(1)及び(2)の規律は、中間試案において提案されたものと同一である。

本文(1)の規律は、実務上、仲裁合意において仲裁地を「日本」とだけ定め、特定の都市名等が定められていない事例も一定数存在することを踏まえ、仲裁法第5条第1項の規定により管轄裁判所が定まらないときにも日本国内のいずれの裁判所が管轄権を有するかを定めておく必要があることから、管轄裁判所の特例として、管轄裁判所が定まらないときに限り、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所（東京地方裁判所が想定されている。）に管轄権を認める旨の規律を設けるものである。

本文(2)の規律は、現行法上の土地管轄の規律を維持しつつも、国際仲裁事件を念頭に、外国語資料の訳文添付の省略を認めるなど、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化又は迅速化を図るため、被申立人の普通裁判籍の所在地に応じて、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認める旨の規律を設けるものである。

2 パブリック・コメントの結果等

部会においては、本文(1)又は(2)の規律よりも広く、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所において仲裁関係事件手続を取り扱うことが可能となるような規律について、引き続き検討すべきであるとの意見があった。特に、仲裁地が「京都」と定められており、仲裁関係事件手続の被申立人の普通裁判籍が日本国内にない場合については、本文(1)又は(2)の規律の適用がないため、このような場合にも東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることが可能となるような規律を設けるべきであるとの意見があった。また、パブリック・コメントで寄せられた意見を概観すると、本文(1)及び(2)の規律に賛同する意見が多かったものの、国際仲裁の活性化の観点からは、これらの規律よりも広く、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めるべきであるとの意見や、今後の運用の実情も踏まえ、将来的には、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄とすべきであるとの意見も、一定数みられた。

3 検討

(1) 上記2のような意見を踏まえると、まず、被申立人の普通裁判籍の所在地のほか、特定の地域を仲裁地として定めた場合には当該仲裁地に応じて、競合管轄を認めることとする考え方があり得る(注1)。この考え方によれば、本文(2)の規律に代えて、【別案1】の規律を設けることが考えられる。

【別案1】

仲裁法第5条第1項に規定する事件について、同項第2号又は第3号の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その申立てをすることができる。

ア 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。)

東京地方裁判所

イ 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。)

大阪地方裁判所

(注1) 【別案1】の規律の理論的説明としては、当該仲裁地が仲裁手続に密接な関係を有する地であることから、当該仲裁地を基準として競合管轄を認めるものであるとの考え方がある。すなわち、仲裁地は、原則として、当事者が合意により定めるものであり、当該合意がないときは、仲裁廷が当事者の利便その他の紛争に関する事情を考慮して定めるものである(仲裁法第28条第1項及び第2項)から、仲裁手続に密接な関係を有する地であるものと評価し得る。

(2) また、国際仲裁の活性化の観点から、より広く東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることが相当であるとすれば、仲裁地が日本国内にある場合(た

だし、当事者が合意により管轄裁判所を定めた場合を除く。)には、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることとしつつ、裁量移送の活用によって被申立人の管轄の利益との調整を図るものとする考え方があり得る(注2)。この考え方によれば、本文(1)及び(2)の規律に代えて、【別案2】の規律を設けることが考えられる。

【別案2】

仲裁法第5条第1項に規定する事件について、仲裁地が日本国内にあるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、その申立てをすることができる。ただし、当事者が同項第1号の合意をしたときは、この限りでない。

(注2) 【別案2】の規律の理論的説明としては、一般的に、仲裁関係事件手続については、裁判所において構築された専門的な事件処理態勢を活用する余地を広く認めることが当事者の利益に資するものである一方、当事者が合意により管轄裁判所を定めた場合にも当該管轄裁判所以外の裁判所に管轄を認めることとすると、当事者(被申立人)の予見可能性を害し、その利益に反するとの考え方がある。

(3) 以上を踏まえ、仲裁関係事件手続の通則的な管轄の規律について、どのように考えるか。

2 仲裁関係事件手続の類型に応じた管轄の規律

上記1に加え、仲裁関係事件手続の類型に応じ、個別に東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 検討の必要性

後掲の表のとおり、仲裁関係事件手続の類型は多岐にわたるところ、管轄の規律を見直すに当たっては、その可否を個別に検討する必要があると考えられる。

	手続の内容	管轄の規律(専属管轄)	根拠規定
(1)	仲裁地が定まっていな い場合における裁判所 の関与(第8条第1項)	申立人又は被申立人の普通裁判籍(最後の 住所により定まるものを除く。)の所在地 を管轄する地方裁判所	第8条第2項
(2)	裁判所による送達を決 定(第12条第2項)	① 第5条第1項第1号及び第2号に掲 げる裁判所【下記(3)~(7)の①及び②】 ② 名あて人の住所等の所在地を管轄す る地方裁判所	第12条第4項
(3)	仲裁人の数の決定 (第16条第3項)	① 当事者が合意により定めた地方裁判 所	第5条第1項第 1号~第3号

(4)	仲裁人の選任(第17条第2項～第5項)	② 仲裁地(一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。)を管轄する地方裁判所 ③ 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所	
(5)	仲裁人の忌避(第19条第4項)		
(6)	仲裁人の解任(第20条)		
(7)	仲裁廷の仲裁権限の有無についての判断(第23条第5項)		
(8)	裁判所による証拠調べの実施(第35条)	① 第5条第1項第2号に掲げる裁判所【上記(3)～(7)の②】 ② 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所 ③ 申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(上記①及び②に掲げる裁判所がない場合に限る。)	第35条第3項
(9)	仲裁判断の取消し(第44条)	(上記(3)～(7)と同じ)	
(10)	仲裁判断の執行決定(第46条)	① 第5条第1項各号に掲げる裁判所【上記(3)～(7)の①～③】 ② 請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所	第46条第4項

2 仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与(仲裁法第8条第1項・表(1))

仲裁法第8条第1項は、仲裁地が定まっていない場合であっても、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍(最後の住所により定まるものを除く。)の所在地が日本国内にあるときは、裁判所に対し、①多数当事者仲裁における仲裁人の数の決定(同法第16条第3項)、②仲裁人の選任(同法第17条第2項から第5項まで)、③仲裁人の忌避(同法第19条第4項)、④仲裁人の解任(同法第20条)の申立てをすることができるものと定めている。そして、同法第8条第2項は、上記各申立てに係る事件の管轄について、同法第5条第1項の規定にかかわらず、申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とすると定めている。

前記のとおり、国際仲裁事件を念頭に、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化又は迅速化を図るため、仲裁関係事件手続の通則的な管轄の規律として、仲裁法第5条に、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認める旨の規律を設けることとするのであれば、同法第8条第1項が適用される場面でも同様に、上記の趣旨が妥当するものとも考えられる。

そこで、仲裁法第8条の規律を見直し、仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与の場面においても、例えば、申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地に応じて、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める旨の規律を設けることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

5 3 裁判所による証拠調べの実施（仲裁法第35条・表(8)）

仲裁法第35条第3項は、裁判所により実施する証拠調べの管轄について、①仲裁地、②尋問を受けるべき者又は文書を所持する者の住所・居所、③検証の目的物の所在地、④申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とすると定めている。

10 前記のとおり、国際仲裁事件を念頭に、裁判所における専門的な事件処理態勢を構築し、手続の一層の適正化又は迅速化を図るため、仲裁関係事件手続の通則的な管轄の規律として、仲裁法第5条に、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも競合管轄を認める旨の規律を設けることとするのであれば、同法第35条が適用される場面でも同様に、上記の趣旨が妥当するものとも考えられる。

15 そこで、仲裁法第35条の規律を見直し、裁判所により実施する証拠調べの場面においても、例えば、特定の地域を仲裁地として定めた場合における当該仲裁地（同条第3項第1号、第5条第1項第2号）に応じて、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める旨の規律を設けることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

20 4 仲裁判断の執行決定（仲裁法第46条・表(10)）

仲裁法第46条第4項は、仲裁判断の執行決定の申立てに係る事件の管轄について、同法第5条第1項各号に掲げる裁判所のほか、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とすると定めている。

25 そうすると、仲裁関係事件手続の通則的な管轄の規律（本文1の規律）を設けることとしたとしても、仲裁地が日本国内にない場合であって、被申立人の普通裁判籍が日本国内にないときには、当該規律は適用されない。しかしながら、そのような場合に該当するのは、専ら被申立人が外国法人である事案であると考えられるから、日本国内に被申立人の財産があるとして執行決定の申立てがされる場合には、裁判所において構築される専門的な事件処理態勢を活用することが相当であるとも考えられる。

30 そこで、仲裁法第46条の規律を見直し、仲裁判断の執行決定の申立てに係る事件について、例えば、債務者の財産の所在地に応じて、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める旨の規律を設けることが考えられるが、この点について、どのように考えるか。

3 移送の裁判に対する即時抗告の規律

仲裁関係事件手続に関する移送の裁判に対し、即時抗告をすることができる範囲について、どのように考えるか。

(説明)

5 1 現行法の規律

(1) 仲裁法第5条第3項は、仲裁関係事件手続一般に適用される規律として、裁判所は、当該事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、これを管轄裁判所に移送しなければならない旨の規律を設けている（以下、同項による移送を「管轄違いの移送」という。）。また、同法第44条第3項及び第46条第5項は、仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件のみに適用される規律として、裁判所の裁量に基づく管轄裁判所間の移送を認める旨の規律を設けている（以下、これらの規律及び後記2の規律による移送を「裁量移送」という。）。
10

(2) 同法第7条は、同法に「特別の定め」がある場合に限り、仲裁関係事件手続に係る裁判に対し、即時抗告をすることができる旨の規律を設けているところ、仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件については、同法第44条第4項及び第46条第6項において「特別の定め」が設けられており、管轄違いの移送及び裁量移送のいずれの裁判（移送の決定及び移送の申立てを却下した決定）に対しても即時抗告をすることができる。これに対し、上記以外の事件については「特別の定め」が設けられていないため、管轄違いの移送の裁判に対して即時抗告をすることはできないものとされている。
15
20

2 中間試案における提案

中間試案では、仲裁法第5条第3項の規律に加え、仲裁関係事件手続一般に適用される規律として、裁判所の裁量に基づく移送（裁量移送）を認める旨の規律を設けることが提案されている。これは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認める旨の規律を設けることとした場合には、被申立人の管轄の利益を害するおそれが生じ得ることから、併せて、当事者（被申立人）の申立てにより、裁判所の裁量に基づく移送を可能とする規律を設ける必要があるとの考え方によるものである。
25

3 問題の所在

前記2のとおり、仲裁関係事件手続一般に適用される規律として裁量移送の規律を設けることとした場合に、裁量移送の裁判に対する即時抗告について、①仲裁関係事件手続一般において、即時抗告をすることができることとするか、②仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件（前記1の「特別の定め」が設けられている事件）に限り、即時抗告をすることができることとするかが問題となる。また、上記①の考え方による場合には、併せて、管轄違いの移送の裁判に対する即時抗告の規律を見直す必要がないかも問題となり得る。
30
35

4 検討

(1) 中間試案の提案に係る裁量移送の規律は、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることにより、被申立人の管轄の利益を害するおそれが生じ得ることを考慮して提案されたものであることに照らすと、裁量移送の裁判に対しては即時抗告を認めることが合理的であるとの考え方があり得る。

この考え方によれば、仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件以外の事件については、管轄違いの移送の裁判に対する即時抗告をすることはできないが、裁量移送の裁判に対する即時抗告をすることはできることとなる。

仮に、管轄違いの移送と裁量移送とを比較して、移送の裁判に対する即時抗告の可否に差異を設けるだけの合理的な理由を見いだすことはできないと考えられるのであれば、仲裁法第5条の規律を見直し、仲裁関係事件手続一般について、管轄違いの移送及び裁量移送のいずれに関しても、移送の裁判に対する即時抗告を可能とする規律を設けることが考えられる。

(2) これに対し、仲裁関係事件手続一般について管轄違いの移送の裁判に対する即時抗告を可能とすると、その後の仲裁手続における審理が遅延するおそれがある一方、仲裁手続が終了した後であればそのようなおそれはなく、即時抗告を可能とすることが相当であるとの観点から、仲裁法第44条第4項及び第46条第6項は、仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件に限り、管轄違いの移送の裁判に対する即時抗告をすることができるものとしているとの考え方があり得る。

この考え方によれば、中間試案の提案に係る裁量移送についても、管轄違いの移送と同様、仲裁判断の取消し及び執行決定の申立てに係る事件に限り、移送の裁判に対する即時抗告を可能とする規律を設けることが考えられる。

(3) 以上を踏まえ、仲裁関係事件手続における管轄違いの移送及び裁量移送の裁判に対し、即時抗告をすることができる範囲について、どのように考えるか。

第2 仲裁法第45条第2項の規律の見直し

仲裁法第45条第2項の規律を見直すことの要否について、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

仲裁法第45条第1項本文は、仲裁判断は確定判決と同一の効力を有するものとして、同条第2項は、同項各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、第1項の規定は適用しないこととしている。

これらの規律によれば、仲裁判断において不利益な判断をされた当事者が、日本又は外国の裁判所に対して訴訟を提起し、同裁判所において、同法第45条第2項各号

に定める事由のいずれかが存在すると判断された場合には、仲裁判断の効力が否定され得ることから、仲裁判断の取消しの申立てによらずに、仲裁判断の効力が否定される場面を限定するため、同法第45条第2項の規律を改めることを検討してはどうかとの意見があった。

5 2 検討

(1) まず、我が国の仲裁法は、改正前のモデル法に対応しているものと評価されているところ、仲裁判断の承認については改正モデル法において規律が改められていないことから、仲裁法第45条第2項の規律を見直すべき立法事実の有無について、どのように考えるか。

10 この点に関し、我が国の仲裁法は、同法第45条第2項各号に定める事由（承認又は執行の拒否事由）と仲裁判断の当然無効事由（取消し等の裁判を経ることなく仲裁判断が拘束力を有しないこととされる事由）とを同一のものと考えており、その実質において、モデル法の一般的な理解に反するものであるとの指摘がある。

15 これに対し、モデル法も、我が国の仲裁法と同様、仲裁判断に承認拒否事由があるとしても、仲裁判断が取り消されるまでは、仲裁判断はその効力を有するとの考え方を採用していないとの指摘や、モデル法は、各国内において仲裁判断の効力をどのように認めるかについて、その国内法に委ねているものと考えられるとの指摘もある。

20 (2) また、仮に、我が国の仲裁法第45条を改正し、仲裁判断の取消し又は執行拒絶がされない限り仲裁判断の効力は否定されないとの規律を設けたとしても、仲裁判断において不利益な判断をされた当事者が、仲裁判断の取消しの申立てをすることなく、外国の裁判所に対して仲裁判断と抵触する内容の訴訟を提起すること自体を禁ずることはできない上、少なくとも、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の締約国の裁判所においては、我が国の仲裁法とは無関係に、
25 上記条約の定める拒否事由（我が国の仲裁法が定める拒否事由と実質的に同一である。）の有無が判断され、それによって仲裁判断の効力が決せられることになるとの指摘もある。

(3) 以上を踏まえ、仲裁法第45条第2項の規律を見直すことの要否について、どのように考えるか。

30 (参照条文)

○ 仲裁法

(仲裁判断の承認)

35 第45条 仲裁判断（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。）は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

一～九 （略）

5 ○ UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法

第35条 承認及び執行

(1) 仲裁判断は、それがなされた国のいかににかかわらず、拘束力あるものとして承認され、管轄を有する裁判所に対する書面による申立てによって、本条及び第36条の規定に従い、執行されるものとする。

10 (2) （略）

第36条 承認又は執行の拒否事由

(1) 仲裁判断の承認又は執行は、それがなされた国のいかににかかわらず、次の各号に掲げる場合にのみ、拒否することができる。

15 (a) 仲裁判断が不利益に援用される当事者の申立てにより、その当事者が承認又は執行の申立てを受けた管轄裁判所に次の事由の存在を証明した場合

(i)～(v) （略）

(b) 裁判所が次のことを認めた場合

(i)・(ii) （略）

(2) （略）

20 ○ 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）

第5条 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(a)～(e) （略）

25 2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a)・(b) （略）